最終更新日：2018年12月26日

株式会社大東銀行
取締役社長　鈴木　孝雄
問合せ先：経営部　024-925-1111（代表）
証券コード：8563
https://www.daitobank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行は、「お客さまの役に立つ銀行」、「健全で信頼される銀行」、「働き甲斐のある銀行」、「地域と共に発展していく銀行」を経営理念として掲げております。
金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当行は、全ての原則について2018年6月改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則4-10-1】
取締役の選解任や報酬に関する決定プロセスの透明性を高めることを目的に、指名委員会および報酬委員会の設置について中期的に検討いたします。
検討結果に至るまでの間は、指名・報酬などの特に重要な事項については、独立社外役員から取締役会に先立ち適切な助言を得たうえで、取締役会において決定します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
（1）政策保有株式に関する方針
当行は、経営政策または営業政策に基づき、当行の中長期的な企業価値向上や取引先との安定的・長期的な関係構築・維持・強化等に資すると判断される場合に、当該取引先等の株式を保有します。
保有意義および経済合理性、将来の見通しなどを十分検証し、保有に見合った価値が認められない場合には、投資先企業の十分な理解を得たうえで縮減を進めます。

（2）政策投資株式の保有意義検証
政策保有株式については、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえた個別の政策保有株式の精査結果について取締役会に報告します。

（3）政策保有株式に関する議決権行使基準
政策保有株式に係る議決権の行使については、当行の中長期的な企業価値向上に資するか否かを基準に、議案ごとに賛否を判断します。当行の企業価値向上を毀損するような議案につきましては、肯定的な議決権の行使は行いません。

【原則1-7】
当行は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。
1．役員が競業取引および自己取引を行う場合は、取締役会の承認を必要とし、厳しく管理しております。
2．関連当事者を含めた取引先との取引については、利益相反管理方針および利益相反管理規程を定め、利益相反のおそれがある取引事案については、管理統括部署である経営部が管理し、定期的に取締役会に報告することにしております。

【原則2-6】
確定拠出型年金の加入者の資産形成に資するため、人事労務担当者を各種研修に参加させるなど必要な人材育成を行っているほか、運用状況のモニタリングを実施しております。なお、当行は確定拠出年金制度を導入しており、機関投資家としての運用は同制度への移行前に退職した従業員に限定されています。

【原則3-1】
（1）経営理念・経営計画
当行は、ホームページにおいて、会社の目指すところ（経営理念）、経営計画を開示しておりますので、ご参照ください。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当行は、金融機関として社会的責任と公共的使命を全うするとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいくことを基本的な考え方とし、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。
当行ホームページにおいて、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を開示しておりますので、ご参照ください。
（https://www.daitobank.co.jp/investor/outline/outline15.html）

（3）報酬の決定方針と手続き
役員報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

⑷ 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針と手続
以下の選解任方針、手続を人事委員会規程に定め運用します。

【取締役候補の指名方針】
A．銀行の業務執行における豊富な業務知識、業務経験を有し、十分な社会的信用を有すること
B．当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できること
C．銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できること

【社外取締役候補の指名方針】
A．社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、金融経済、法務、財務・会計等の各専門分野における高い見識や豊富な経験を生かして、的確・適切な意見・助言を行うことができ、十分な社会的信用を有すること
B．当行の社外取締役の独立性判断基準に照らし、独立性が認められること

【監査役候補者の指名方針】
銀行業務、法務、財務・会計等に関する幅広い見識に基づき、独立かつ中立の立場から取締役の職務の執行の監査を的確かつ効率的に遂行することができ、十分な社会的信用を有すること

【社外監査役候補の指名方針】
社外監査役としての役割を十分認識し、企業経営、金融経済、法務、財務・会計、監査等の各専門分野における高い見識や豊富な経験を生かして、独立かつ中立的・客観的な視点で取締役の職務の執行を監査することができ、十分な社会的信用を有すること

【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名手続】
経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名に当たっては、人事委員会において審議し、その審議結果を独立社外役員に対して取締役会に先立ち説明し、適切な助言を得たうえで取締役会において決定します。なお、監査役候補の指名については監査役会の同意を得て指名します。

⑸ 経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名の理由
取締役候補者および監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】
当行は、取締役会等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて具体的に付議・報告基準を定めております。
取締役会で決定すべき事項は⑴のとおりです。
それ以外の事項については経営陣に委任されておりますが、⑵に掲げる重要事項については、取締役会に報告することになっております。
⑴ 経営方針に関する事項、株主総会に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、役員に関する事項、資産・資金に関する事項、人事組織に関する事項、規程類に関する事項、その他業務執行に関し重要と認められる事項
⑵ 業務執行状況、競合避止業務取引を行った取締役および執行役員に関するその取引の重要な内容、自己取引を行った取締役および執行役員に関するその取引の重要な内容、内部統制・リスク管理に係る重要事項、その他必要と認められる事項

【原則4-8】
当行では、2名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9】
社外取締役候補の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の＜独立性判断基準＞により判断しております。
＜独立性判断基準＞
独立性判断基準を以下の通りとし、原則として、現在または最近（※）において以下のいずれの要件にも該当しないものとする。
⑴ 当行または当行関連会社の業務執行者
⑵ 当行または当行関連会社の主要な取引先、その者が法人等である場合にはその業務執行者
⑶ 当行または当行関連会社を主要な取引先とする者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
⑷ 当行または当行関連会社から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
⑸ 当行または関連会社から、過去3年平均で年間10万円以上の寄付等を受けている者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
⑹ 当行または当行関連会社の主要株主（総議決権の10%以上）、その者が法人等である場合にはその業務執行者
⑺ 上記⑴～⑹の近親者（二親等以内の親族）
※「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

【補充原則4-11-1】
当行の取締役会は、定款で定める取締役18名以内の員数の範囲内の適切な規模で構成しており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスおよびジェンダーや国際性の面を含む多様性が必要であると認識しております。
取締役の選任に関する方針・手続については、［原則3－1］⑷の記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】
当行は、社外取締役・社外監査役を含め取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-3】
当行は、取締役会のガバナンス機能の一層の充実を図るため、取締役会メンバー（全取締役・監査役（社外含む））に対し、取締役会の実効性に関するアンケート調査を実施し、取締役会へ報告しております。当該アンケートの分析・評価を通じて、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

【補充原則4-14-2】
当行は、持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役、監査役に対し、常に必要な知識（経済情勢、業界動向、関連法令、コンプライア

ンス等）の習得や更新に努めるように情報を提供しております。
また、取締役、監査役は、外部研修、セミナー等に参加することにより、専門知識、見識を深めております。
社外取締役、社外監査役は、就任後適時、担当部署の責任者等から当行の現状について説明を受け、理解を深めております。

【原則5-1】
（1）（2）当行は、株主との対話全般について、取締役経営部長が責任者となり、適宜、財務部門、リスク管理部門、営業部門等のIR活動に関連する部署間の連携を図り、建設的な対話が実現するよう努めております。
（3）当行は、持続的成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当行を成長させていくことが重要と認識しており、各種IR活動を通じて、当行の経営方針や活動の成果等、積極的な情報開示に努め、代表取締役または担当役員自らが株主のご意見を直接伺っております。
（4）当行は、株主との対話において把握した意見や当行に対する懸念等について担当部にて取りまとめ、経営陣に報告しております。
（5）当行は、株主の実質的な平等性を確保すべく「内部者取引防止規程」を制定し、内部者取引の未然防止を図り、公平な情報開示に努めております。当行に関する重要情報については、適時かつ公平に開示することとし、一部の株主に対してのみこれを提供することがないよう、その情報管理の徹底に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	2,085,000	16.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,320,300	10.41
DBS BANK LTD. 700121	432,500	3.41
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	351,000	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	336,300	2.65
大東銀行行員持株会	335,200	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	290,600	2.29
株式会社東邦銀行	196,595	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	181,800	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	173,000	1.36

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

①「割合（%）」は、発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合であります。

②プロスペクト・アセット・マネージメント・インクから、平成28年10月26日現在の保有株式を記載した平成28年11月2日付の大量保有報告書（変更報告書13）が関東財務局に提出されておりますが、当行として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記【大株主の状況】に記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書13）の内容は次のとおりであります。当行は、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しましたが、以下の保有株券等の数は、株式併合前の数にて記載しております。
（氏名又は名称）　プロスペクト・アセット・マネージメント・インク
（住所）　410　アトキンソン　ドライブ　スイート　434　ホノルル市　ハワイ州　96814　米国
（保有株券等の数）　24,634千株
（株券等保有割合）　19.39%

③三井住友信託銀行株式会社から、三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする平成29年3月15日現在の保有株式を記載した平成29年3月22日付の大量保有報告書（変更報告書No.2）が関東財務局に提出されておりますが、当行として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記【大株主の状況】に記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書No.2）の内容は次のとおりであります。当行は、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しましたが、以下の保有株券等の数は、株式併合前の数にて記載しております。
（氏名又は名称）　三井住友信託銀行株式会社
（住所）　東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
（保有株券等の数）　5,124千株
（株券等保有割合）　4.03%
（氏名又は名称）　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
（住所）　東京都港区芝三丁目33番1号
（保有株券等の数）　89千株
（株券等保有割合）　0.07%
（氏名又は名称）　日興アセットマネジメント株式会社
（住所）　東京都港区赤坂九丁目7番1号
（保有株券等の数）　533千株

(株券等保有割合)　0.42%
(氏名又は名称)　日本証券代行株式会社
(住所)　東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
(保有株券等の数)　375千株
(株券等保有割合)　0.30%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
笠間　善裕	弁護士								○			
小野　利信	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠間　善裕	○	同氏と当行の間に預金及び融資取引、及び同氏の近親者と当行の間で融資取引があり同氏と連帯保証契約を締結しておりますが、いずれも通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。また、同氏が代表を務める笠間法律事務所と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	法曹界における豊富な経験と法律専門家として高い識見を有していることから、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。

小野　利信	○	同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。また、同氏は元郡山市職員であり、当行と郡山市との間に預金及び融資取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	官界において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査方針、業務の分担等に従い監査を行っております。常勤監査役は、常務会において、内部監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じ監査部と連携した業務監査も実施しております。さらに、常勤監査役及び監査部は、会計監査人より定期的に監査結果の報告を受ける等緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山　浩	他の会社の出身者										○			
阿久津　文作	他の会社の出身者										○			
松本　三加	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山　浩	○	同氏は日本銀行出身であります。 同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	金融機関において長年培ってきた知識･経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。
阿久津　文作	○	同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。 また、同氏は元福島県職員であり、当行と福島県との間に預金及び融資取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	官界において長年培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。
松本　三加	○	同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。 なお、同氏は浜通り法律事務所の代表を務めておりますが、同所とは特別な利害関係はありません。	弁護士として長年培ってきた知識･経験等に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬は業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しており、現時点において、取締役へのインセンティブ付与は、特段必要は無いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、報酬等の総額を開示しております。
a. 平成29年度に取締役及び監査役に支払われた年間報酬等の総額(期中に退任した役員を含む)は、取締役7名に対し78百万円、監査役2名に対し12百万円、社外役員5名に対し17百万円であります。
b. 上記報酬等のほか、重要な使用人兼務取締役の使用人給与額は33百万円、員数は5名であり、その内容は基本報酬30百万円及び賞与2百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経営部内に取締役会事務局を設置し、社外取締役の活動をサポートしております。
監査部内に監査役会事務局を設置し、社外監査役の活動をサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当行は、監査役会設置による監査体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。また、経営規律の強化を図るとともに、透明性をより一層高めるため、社外取締役2名を選任しております。

同じく、経営の透明性の確保やコーポレート・ガバナンスの機能強化の観点から、取締役会は原則月2回開催し、取締役会の付議基準に基づく重要案件の決定、さらには業務執行状況の監督を行っております。このほか、常務会を原則週1回開催し、重要案件の十分な審議、業務執行への適切な対応を行っております。取締役会、常務会ともその機能を十分に発揮するため、機動的、弾力的な開催に努めております。

また、監査役4名中3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、うち1名は監査機能の強化のため弁護士を選任しております。取締役会には原則として監査役全員が出席し、取締役の業務執行状況を監督して適切な助言・提言を行っているほか、常務会には常勤監査役が出席して有効かつ適切な監査が行われるようにしております。なお、監査役の機能強化に係る取組み状況については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役関係」に記載のとおりであります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会設置及び社外取締役選任等が、経営監視機能を強化し、当行のコーポレート・ガバナンスを有効に機能させていると認識しているため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第113期定時株主総会の招集通知は、平成30年6月1日に発送いたしました。法定の2週間前より前倒しの発送に努めております。
招集通知（要約）の英文での提供	当行ホームページ及びTDネットに招集通知の英文（狭義の招集通知・参考書類）を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年7月に福島県内4会場において、「IR決算説明会」を開催し、決算の概要や当行の状況等の説明を行っております。 また、本店及び営業店において「全店IR」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページにおいて、決算短信及び決算説明資料、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署は経営部（広報）となっております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行の経営理念として、「お客さまの役に立つ銀行」、「健全で信頼される銀行」、「働き甲斐のある銀行」、「地域と共に発展していく銀行」を掲げ、その実現に向け役職員一丸となり取り組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	一店一奉仕活動、猪苗代湖畔清掃活動、地域行事への参加などの社会貢献活動を行っております。 また、CSR活動の一環として、福島県の未来と復興を担う青少年の育成を文化面から支援することを目的に「だいとう青少年音楽活動顕彰制度」を平成26年度に創設し、毎年、国内で開催されたコンクール等で優秀な成績を収めた学校を表彰しております。 さらに、日本赤十字社と連携し、広く一般社会に献血活動が認知されるよう、「大東銀行献血応援プロジェクト」を開始し、地域金融機関として地域の皆さまの医療を支える献血活動に協力しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	地元における「IR決算説明会」の開催により、当行の現状を正しくご理解いただくよう努めております。また、ディスクロージャー誌や、ホームページにおいて適時適切な情報開示を行っております。

その他	平成27年度より、当行初の女性役員として社外監査役を選任しております。 また、女性の管理職及び役席者への登用を積極的に行っております。 1．女性活躍推進 　当行は、子供の出産に伴う本人及び配偶者の特別休暇、育児休暇制度を導入しております。 　平成25年12月より、働く意思がありながら結婚や出産、子育てなどを理由に仕事を辞めざるを得なかった元行員を対象に、退職者の再雇用を実施しております。 　平成28年4月には女性が就業を継続し管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進のための行動計画を策定しております。 　平成28年7月からは、子育て世代を支援し、離職率の高い若年層や女性行員の定着及びモチベーションアップを図るため、育児手当の支給を開始いたしました。 2．女性職員のキャリアアップ 　　女性活躍推進のための行動計画に則り、将来の女性管理職を養成するためのキャリアアップ研修を実施しております。 　また、女性職員のキャリアアップ支援のため、積極的に営業係･融資係･本部を経験させるなどの取組みを行っております。 　平成30年3月末現在･･･女性役席者66名（うち代理職以上26名）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行ではコンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、「内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制システムに関する基本的な考え方を示すとともに、各種内部管理体制の整備に努めております。

取締役会は、上記「基本方針」に基づきコンプライアンスに関する規程等を制定し、その周知徹底を図っております。具体的には、経営部がコンプライアンスに関する情報を一元的に管理するほか、本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置、さらに定期的に法務・コンプライアンス委員会を開催しております。

また、公益通報者保護規程を制定し、不正行為の早期発見と是正によりコンプライアンス経営の強化を図るなど、役職員全員が法令等遵守を行動規範とする企業風土の構築に向けて取り組んでおります。

情報開示につきましては、四半期情報開示等の適時情報開示を行うほか、ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌及びインターネット・ホームページ等の充実に取り組み、適切かつタイムリーな情報開示に努めております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方を明らかにするとともに、反社会的勢力への対応に係る諸規程を制定するなど、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

また、預金規定等に暴力団排除条項を導入し、顧客より「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」を徴求するなどの対応を行っております。

当行では、事務システム部を反社会的勢力への対応に関する統括部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うほか、弁護士や外部機関等との連携、行内研修等による周知・徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの平成30年3月期における実施状況

a. 19回の取締役会を開催しております。
上記のほか、会社法第370条及び当行定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

b. 54回の常務会を開催しております。

c. 「透明性のある、開かれた経営」を実践し、積極的な情報開示とコミュニケーション向上を目的として、株主及びお取引先向けに「決算説明会」を福島県内4会場で開催いたしました。また、本店及び営業店において「全店IR」を開催いたしました。

ガバナンス体制

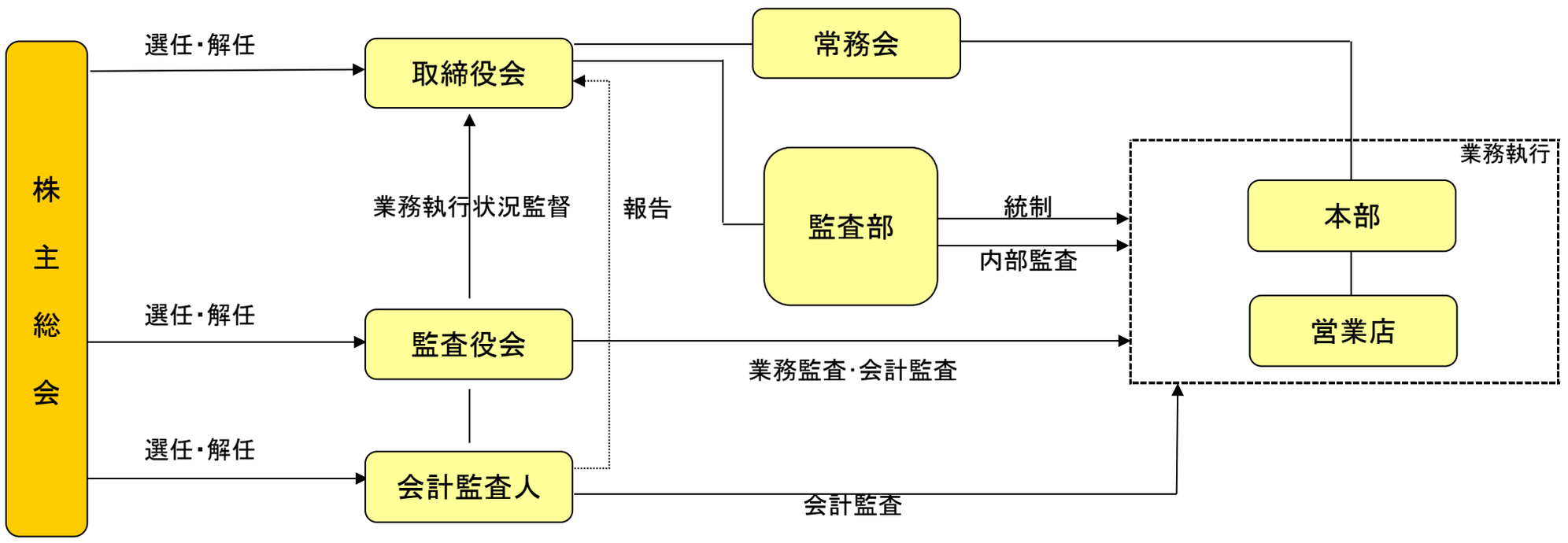

統合的リスク管理体制

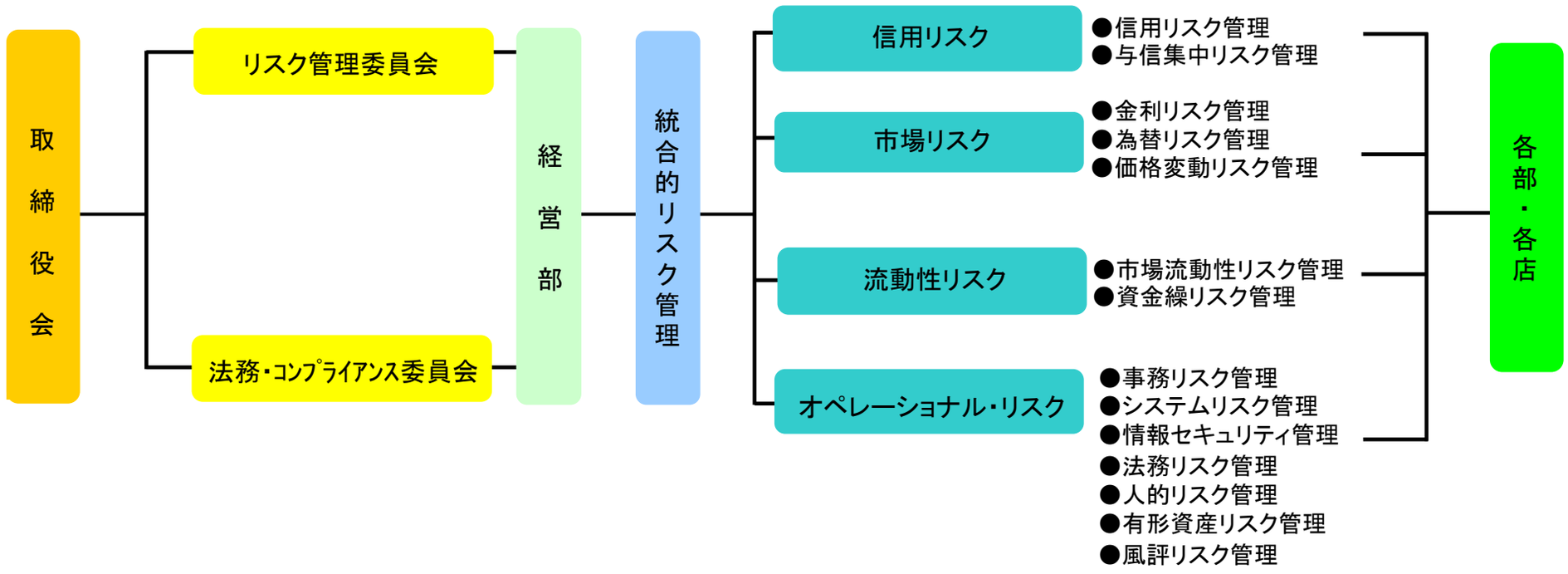

適時開示体制の概要

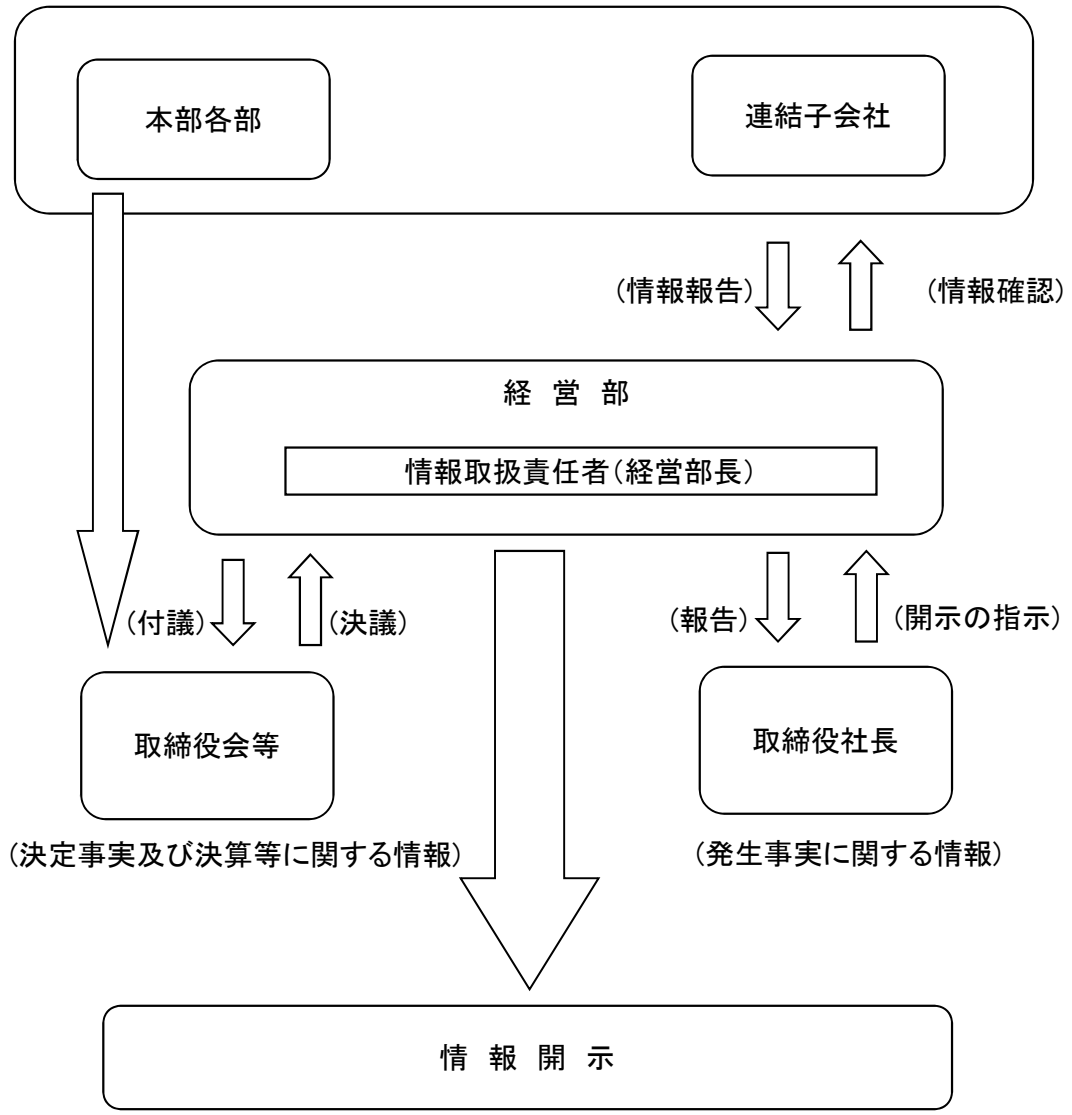
本部各部
連結子会社
（情報報告）
（情報確認）
経　営　部
情報取扱責任者（経営部長）
（付議）
（決議）
（報告）
（開示の指示）
取締役会等
取締役社長
（決定事実及び決算等に関する情報）
（発生事実に関する情報）
情　報　開　示